

○甲府市プロフェーマー経営発展支援事業補助金交付要綱

令和元年 7 月 1 日  
産第 4 号

(趣旨)

第 1 この要綱は、甲府市プロフェーマー認定要綱（令和元年 7 月産第 1 号。以下「認定要綱」という。）に規定するプロフェーマー（以下「プロフェーマー」という。）の経営発展のために必要な経費に対し、補助金を交付することについて、甲府市補助金等交付規則（昭和 3 8 年 1 1 月規則第 5 0 号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第 2 補助金の交付対象者（以下「対象者」という。）は、次のいずれにも該当する者とする。

- (1) プロフェーマー
- (2) 市税の滞納がない者

(補助対象経費)

第 3 補助金の交付対象となる経費は、認定要綱に規定する経営発展計画（以下「経営発展計画」という。）に記載されている事業で、別表に掲げる事業に係る経費とする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる経費は、補助対象としない。

- (1) 中古農業用機械等の購入
- (2) 市外で専ら使用する農業用機械等の購入並びに直売・加工施設及び農業用施設の整備
- (3) 生産資材等の消耗品的物品の購入
- (4) 市が行う他の補助金の交付を受けているもの
- (5) その他市長が不相当と認めるもの

(補助金の額等)

第 4 補助金の額は、予算の範囲内における補助対象経費の 4 分の 1 以内とする。ただし、国及び県等の補助対象となる経費が含まれている場合は、当該経費から国及び県等の補助金の額を控除した額の 4 分の 1 以内とする。

2 補助金の上限額は、1 件あたり 2 0 0 万円とする。ただし、補助金の額に 1 円未満

の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額とする。

- 3 経営発展計画の期間内（5年間）において、過去にこの補助金の交付を受けたことがある場合は、前項に定める上限額から過去に交付を受けた補助金を控除した額を、その上限額とする。

（補助金の交付申請）

第5 対象者は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添付して、市長に申請しなければならない。

- (1) 事業計画表（別紙様式第1号）
- (2) 経営発展計画の写し
- (3) 2社（者）以上から徴収した見積書。ただし、研修費用等において見積書の徴収が困難な場合は、それに代わる書類
- (4) 事業の内容が確認できる資料
- (5) その他市長が必要と認める書類

- 2 前項の場合において、対象者は、補助金に係る消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により、仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して申請しなければならない。ただし、当該消費税仕入控除額が確定していない場合は、この限りではない。

（補助金の交付決定等）

第6 市長は、第5の申請を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、補助金の交付決定を行い、補助金交付決定通知書（第2号様式）により対象者に通知するものとする。

- 2 市長は、前項の規定による補助金の交付決定に当たっては、補助金の交付目的を達成するために必要な条件を付することができる。

（補助金の交付）

第7 補助金の交付は、精算払いとする。ただし、市長が必要と認める場合は、概算払いとすることができる。

- 2 対象者は、前項ただし書きの規定により概算払いを受けようとするときは、補助金

概算払請求書（第3号様式）を提出しなければならない。

（実施状況等の報告）

第8 対象者は、市長が必要と認めるときは、活動の実施状況等に関する報告を行わなければならない。

2 対象者は、前項の規定により報告を求められたときは、遅滞なく報告を行わなければならない。

（実績報告）

第9 対象者は、補助事業が完了したときは、当該事業の完了の日から起算して1か月を経過した日又は補助金交付の決定に係る会計年度末日のいずれか早い期日までに、補助金実績報告書（第4号様式）により、市長に報告しなければならない。

2 前項の実績報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 事業実績表（別紙様式第2号）
- (2) 契約書の写し又はそれに代わる書類
- (3) 領収書の写し又はそれに代わる書類
- (4) 購入した農業用機械等若しくは整備した直売・加工施設等の写真又は研修時の写真若しくは修了証の写し等
- (5) その他市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第10 市長は、第9の報告書を受理したときは、その内容を審査し、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、補助金の額を確定し、対象者に通知するものとする。

2 対象者は、前項の規定により確定した補助金の額と概算払いされた補助金の額との間に差額が生じたときは、その差額を市長に返還しなければならない。

（交付決定の取消）

第11 市長は、対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を第3に定める経費以外の用途に使用したとき。
- (3) 補助金の交付決定内容その他この要綱に違反したとき。

(4) 認定要綱に規定するプロフェーマーの認定期間内に、その認定資格を失ったとき。

(補助金の返還)

第12 市長は、第11の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金を交付しているときは、期限を定めてその全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(経営継続及び修正計画の承認)

第13 この補助金の交付を受けたものは、経営発展計画の終期まで、プロフェーマーとしての経営を継続するものとする。この場合において、経営発展計画に記載した目標売上の達成が見込めないときは、修正計画承認申請書(第5号様式)を市長に提出し、その承認を得なければならない。

(その他)

第14 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

#### 附 則

- 1 この要綱は、令和元年7月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに補助金の交付の決定を受けた者に係るこの要綱の規定は、同日後においても、なおその効力を有する。

別表（第3関係）

補助対象事業	内容
農業用機械等の購入	規模拡大や経営の効率化に資するための農業用機械の購入又はICTやAI等を活用した最先端機械の購入若しくはシステムの導入。
直売・加工施設の整備	対象者自らが生産した農産物の直売・加工施設の整備（陳列台、レジスター、厨房機材等の備品類を含む。
農業用施設の整備	農業用ハウス、果樹棚、水源施設（井戸）等の整備。
農業技術の習得・向上又は経営高度化のための研修等	研修等の受講費、テキスト購入費、資格受験料、講師を招いて開催する講習会の講演料（交通費及び宿泊費を含む。）及び会場借上料、経営コンサルタント料等。